

健 第 1299 号
令和3年3月1日

公益社団法人富山県医師会長 }
各 郡 市 医 師 会 長 } 殿

富 山 県 厚 生 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について
(要請)

日頃から、本県の厚生行政の推進に多大なご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

標記の件について、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、通知の内容について御了知いただき、下記の点にご協力いただきますよう、貴会員への周知をお願いいたします。

記

1. 海外からの帰国者・入国者の陽性検体(※)の分与をお願いいたします。

※陽性検体は、医療機関での PCR 検査で陽性 (Ct 値おおよそ 27 以下のもの (もしくはそれに相当するもの)) と判定された検体 (精製 RNA の残余液 (20 μ l 程度) 又は採取検体) を提出ください。

2. 1 の検体を分与いただける場合は、最寄りの厚生センター (支所) 又は富山市保健所に連絡してください。

【検査について】

- ・衛生研究所で変異株の疑いを確認するための PCR 検査を実施します。
- ・変異株 PCR 検査が陽性となった場合、国立感染症研究所でゲノム解析を実施し、変異株であるか否か確定となります。

【検体の回収について】

- ・検体は、厚生センター (支所) または富山市保健所職員が回収に伺います。
- ・回収に伺うまで、検体は-20℃で保存をお願いします。

○記1の陽性検体に該当しない場合等は個別に対応します。

○結果は還元させていただきます。

担当：健康課 感染症・疾病対策班
電話：076-444-4513

健感発 0205 第 4 号
令和 3 年 2 月 5 日
令和 3 年 2 月 17 日一部改正
令和 3 年 2 月 22 日一部改正

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について
(要請)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数及び入院者数の減少が続いているものの、重症者数や死亡者数は高い水準、医療提供体制は厳しい状況が続いています。また、一部地域において、英国で報告された変異株、南アフリカで報告された変異株並びに英国及び南アフリカ共和国で報告された変異株と共通の変異を認める変異株（以下、「変異株」という。）による新型コロナウイルス感染症が確認され、発生状況を把握し、いち早く対策に繋げることが非常に重要になっております。

これまで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として、「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和 2 年 3 月 16 日付け健感発 0316 第 3 号）及び「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（要請）」（令和 2 年 11 月 11 日付け健感発 1111 第 1 号）において、多くの自治体の御協力の下、同条第 9 項の規定に基づき、管内の地方衛生研究所等に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体を提出いただき、提出いただいた情報並びに検体のゲノム情報を踏まえた全国の発生状況の把握及び対策の推進をしてまいりました。

また、変異株の症例については、「英国及び南アフリカ共和国に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日（令和 2 年 12 月 24、25、

28、31 日、令和 3 年 1 月 8 日、2 月 4 日一部改訂) において、同条第 9 項の規定に基づき、管内の地方衛生研究所等に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体を御提出いただいております。今般、国内における変異株のスクリーニングによる変異株発生の早期探知を強化するため、全国の地方衛生研究所において、国立感染症研究所で開発された変異株の疑いを確認するための PCR 検査を実施する準備を進めて頂いているところです。

つきましては、改めて全自治体に対して御協力を要請するとともに、国立感染症研究所への検体提出等について整理しましたので、別紙を御確認の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

(改正箇所は太字下線)

(別紙)

1. 変異株疑いの検体提出

1.1 提出データ

別添_様式を記載の上、1.4 の照会・送付先へ提出をお願いします。

なお、別添様式の HER-SYS の ID 欄については、厚生労働省本省における事例の管理に必要となるため、記入の徹底をよろしくお願いいたします。(国立感染症研究所における管理の際は、削除の上、管理いたします。)

1.2 提出検体

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 15 条第 9 項の規定に基づき、管内の地方衛生研究所及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号）に基づき遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された上で、変異株の疑いを確認するための PCR 検査(※1)で陽性と判定された検体（精製 RNA の残余液（20 μl 程度）又は採取検体(※2)）を提出ください。

なお、感染経路が明らかな集団事例では、国立感染症研究所への全検体の提出の必要はなく、ウイルス核酸コピー数が比較的高い検体を選択して提出してください（※3）。

本件は法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出に当たっての患者本人の同意取得は不要です。

(※1) 管内の全陽性者数の約 5-10%分の検体（週）を目処に、変異株の疑いを確認するための PCR 検査の実施を徹底ください。ただし、変異株に感染した者が確認された場合においては、割合を上げてスクリーニングを実施するようお願いします。この際、出来る限り管内全域の陽性検体を対象に変異株の疑いを確認する PCR を実施するよう、政令市・中核市、民間検査機関、大学と連携ください。

(※2) 原則、精製 RNA の残余液とするが、残余が十分でない場合には採取検体も可能です。

(※3) 変異株が確定している者からの感染経路が明らか（例えば、同居している、同じ仕事場でいつも顔を合わせる、学校や保育園のクラス内での発生など）である場合は、管内の地方衛生研究所において変異株の疑いを確認するための PCR 検査を実施し、国立感染症研究所への検体の提出は不要である。一方、感染経路が明らかかどうか判断できない場合は検体の提出が必要です。

1.3 提出時

即時の提出をお願いします。

1.4 照会・送付先

国立感染症研究所 変異検出 PCR 対応班 N501YPCR@nih.go.jp
〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1 TEL: 03-5285-1111 (5604)

2. 変異株疑い以外の検体提出

2.1 提出データ

別添_様式を記載の上、2.4 の照会・送付先へ提出をお願いします。

2.2 提出検体

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 15 条第 9 項の規定に基づき、管内の地方衛生研究所及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号）に基づき遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性（Ct 値が 30 より大きい及び Ct 値のない場合は除外）と判定された精製 RNA の残余液（20 μ l 程度）（※）を提出ください。

なお、対象者から改めて検体を採取する必要はなく、検査後の残りの RNA 一部の提出ください。

本件は法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出に当たっての患者本人の同意取得は不要です。

2.3 提出時

原則、2 週間に 1 回の提出をお願いします。

2.4 照会・送付先

国立感染症研究所 病原体ゲノム解析研究センター センター長 黒田誠
〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1
TEL: 03-5285-1111 (2524) / E-mail: sars2-genome@nih.go.jp

3. 変異株及び非変異株に関する積極的疫学調査及び検体提出に関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査については、「積極的疫学調査の優先度について」（令和 2 年 11 月 20 日付け事務連絡）において、実施の際の優先度についてお示ししていますが、変異株に感染した者又は感染が疑われる者については、接触者の探索のための調査及び感染源の推定のための調査を徹底いただくとともに、当該者からの感染拡大リスクを踏まえ、

濃厚接触者のみならず必要に応じて関係者に対して積極的に検査を実施いただくようお願いします。

- 検体送付に際しては、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」（2020/07/17）を参考としてください。
- 本件の実施に必要な費用については、「感染症予防事業費国庫負担（補助）金交付要綱」（平成 20 年 12 月 19 日厚生労働省発健第 1219002 号厚生労働事務次官通知の別添）における「感染症発生動向調査事業」により、本調査に係る経費（梱包資材等）を助成します。なお、検体輸送は着払いが可能です。
- 送付された情報については、感染症対策上、必要な情報について、厚生労働省等においてクラスター対策に活用するとともに、積極的疫学調査の一環として公表することを予定しております。今後の作業の目的として、個々の症例のみならず、全体的な分析に供する必要があるため、結果の還元については時間を要する場合がありますので御了承ください。

【担当】

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
戦略班 岡、竹下
TEL: 03-3595-3489